様式第５号（第６条第2項関係）

第　　　　号

年　 月 　日

様

粕屋町長

地域生活支援事業支給変更決定通知書

先に申請のありました地域生活支援事業の支給について、下記のとおり決定し、地域生活支援事業受給者証を交付しますので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支給決定障害者（保護者）氏名 |  |
| 支給決定年月日 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |
| 利用者負担上限月額 | 　　　　　　　　　円 | 左の上限月額の適用期間 |  |
|  |
| 支給決定内容 | サービスの種類 | 支援の内容及び支給量 | 有効期間 |
| 日中一時支援事業 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（教示）

１　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、粕屋町長を被告として（訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）